

返戻金制度の規定

■返戻金制度に関する事項

当組合の紹介による採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべく事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を下記の期間及び割合に定める金額にて求人者へ返還いたします。

- ・ 入社後 1 カ月以内に退職した場合 紹介手数料の 80%を返金
- ・ 入社後 1 カ月を超え 3 カ月以内に退職した場合 紹介手数料の 50%を返金
- ・ 入社後 3 カ月を超え 6 カ月以内に退職した場合 紹介手数料の 20%を返金

但し、採用決定者に対する処遇、及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約と著しく異なることに起因する等の、求人者の責めに帰すべく事由による退職の場合は紹介手数料の返還をしないものとします。

※返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号：22-ユ-300838

事業所名：静岡県経友会事業協同組合 有料職業紹介事業所